十一　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

十二　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十三　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一一の項から一四の項までを次のように改める。

一一	削除
一二	削除
一三	削除
一四	削除

十四　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十五　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三〇の項及び三一の項を次のように改める。

三〇	削除
三一	削除

第二項の表三二の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第二項の表三五の項を次のように改める。

三五	削除

第二項の表三六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十六　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一八の項を次のように改める。

一八	削除

十七　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第一項の表一二一の項を次のように改める。

一二一	削除

第二項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第二項の表三一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十八　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

十九　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表八一の項を次のように改める。

八一	削除

二十　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

第一項の表九四の項を次のように改める。

九四	削除

二十一　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表五の項及び六の項を次のように改める。

五	削除
六	削除